

長幌上水道企業団における人事行政の運営等の状況について

長幌上水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成20年条例第3号)に基づき、下記のとおり公表します。

★部門別職員数の状況 (令和2年4月1日) 単位:人

	職員数			対前年比		
	H30	R01	R02	H30	R01	R02
局長	1	1	1	0	0	0
次長	2	2	2	2	0	0
技術長	0	0	0	0	0	0
総務	5	5	5	-1	0	0
施設	7	7	6	-1	0	-1
合計	15	15	14	0	0	-1

職員定数19名

★職員平均給料月額・年齢

(令和2年4月1日) 単位:円、歳

平均給料月額	平均年齢
333,857	42.7

★職員手当の状況

(令和2年4月1日)

手 当 名	内 容
扶養手当	配偶者6,500円、子等1人につき10,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子は1人につき5,000円加算
住居手当	借家の場合、12,000円を超える家賃を支払っている者に対し、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給。構成町内に持ち家の場合は月額10,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の者に限る。自動車等使用者の場合、通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給。
期末勤勉手当	期末手当 2.600月分 勤勉手当 1.900月分
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給

★特別職の給料等の状況

(令和2年4月1日)

区分	給料月額(円)	期末手当
企業長	541,000	年4.45月分

★勤務時間等

勤務時間の状況					令和2年4月1日現在
1週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日	備 考
38時間45分	8時30分	17時15分	1時間	土・日曜日	土・日・祝祭日は1名勤務

★分限及び懲戒処分等の状況

分限処分は心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、公務能率を維持することを目的として行う処分(免職・降任・休職等)があります。懲戒処分は職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に対する処分(免職・停職・減給・戒告)をいいますが、令和元年度はともに事案はありませんでした。

★サービスの状況

職員は法令や条例に特別の定めがある場合を除く外、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、かつ職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければなりません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合等は任命権者の承認を得て免除する場合があります。

なお、法律に定めのある制限及び禁止行為に該当する事案はありませんでした。

★研修の状況

令和元年度

受講数(回)	受講者数(人)	延べ日数(日)	内 容
1	1	2	技術研修

★福利厚生の状況

長幌上水道企業団では地方公務員法第24条の規定に基づき職員の健康管理のために健康診断などを行っております。